

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率を図る観点から、次の要件に該当する方は、年金から国民健康保険税が天引きされます。

年金天引きとなる場合

次の①から④までの全てに当てはまる世帯は、原則として年金天引きとなります。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 介護保険料が年金天引きの対象となっていること。
- ④ 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと。

上記に該当し、初めて年金天引きが始まるのは、毎年10月からとなります。

このため、平成30年度の国民健康保険税は、確定した年税額からその2分の1に相当する額を9月までの納期に分けて従来どおり普通徴収で納付していただき、残り2分の1に相当する額を3回(10月・12月・翌年2月)に分けて特別徴収します。

なお、上記①から④までのいずれかに該当しなくなった場合や、特別な事情により年金天引きすることができなくなった場合は、普通徴収となります。

【参考】

対象区分	対象となる世帯	年金天引きの切り替わる時期
平成30年度から、初めて年金天引きになる場合	○世帯内の国民健康保険加入者全員が、平成30年4月1日現在、満65歳以上である世帯 ○世帯主が平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に75歳とならない世帯	平成30年10月から年金天引きが開始されます。
平成30年度から、年金天引きでなくなる場合	○世帯主が、平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に75歳となる世帯	平成30年4月から年金天引きされません。

年金天引きから口座振替に変更する場合

変更するには、「さぬき市国民健康保険税納付方法変更届」の提出が必要です。手続には、通帳、通帳の届出印および国民健康保険被保険者証をご持参ください。(原則として、期別納付となります。)

①口座振替に変更できない方

- ・口座をお持ちでない方
- ・国民健康保険税に滞納(未納)がある方

②留意点

滞納が生じた場合は、自動的に年金天引きに戻すことに同意していただく必要があります。

③申請期限(平成30年度)

平成30年6月末日

※「普通徴収」とは…金融機関や市役所の窓口で現金納付していただくか、あらかじめ届出いただいた口座から振替をする方法です。

※「特別徴収」とは…支給される年金からの天引きにより納めていただく方法です。

【問】税務課(国民健康保険税係) ☎(087)894-1118

平成30年度 市税納期一覧表

月	市県民税	固定資産税	軽自動車税	納期限
4月		全期・1期		平成30年 5月 1日
5月			全期	平成30年 5月31日
6月	全期・1期			平成30年 7月 2日
7月		2期		平成30年 7月31日
8月	2期			平成30年 8月31日
9月				平成30年10月 1日
10月	3期			平成30年10月31日
11月				平成30年11月30日
12月		3期		平成30年12月25日
1月	4期			平成31年 1月31日
2月		4期		平成31年 2月28日
3月				

※国民健康保険税の納期限については、5月号でお知らせします。

口座振替ができる金融機関(順不同)

- ・百十四銀行
- ・中国銀行
- ・香川銀行
- ・高松信用金庫
- ・香川県信用組合
- ・四国労働金庫
- ・香川県農業協同組合
- ・香川県信用漁業協同組合連合会
- ・郵便局(ゆうちょ銀行)

○市税は、納期限内に納めましょう!

市税を納期限内に納めなかった場合は、納期限後20日以内に督促状が発せられ、督促手数料100円がかかります。また、延滞金が課せられる場合があります。

○口座振替をご利用ください!

さぬき市では、口座振替による納税を推進しています。

口座振替にしますと、納税者が指定した金融機関の預貯金口座から税金を自動的に納付することができます。

お申込みは、左記の金融機関または市役所・各支所・各出張所の窓口まで。

○口座振替の申込みは、お早めに!

口座振替の申込期限は、金融機関との口座照合等に日数を要するため、納期限の1か月前となります。全期前納をご希望の場合は、第1期の納期限の前月までにお申込みください。

期別納付をご希望の場合は、お申込みの月の翌月以後の納期について、口座振替となります。

【問】税務課 ☎(087)894-9210